

教育ローン極度型〈チャンス〉

(令和2年12月1日現在)

1. 商品名	教育ローン極度型〈チャンス〉（全国しんくみ保証株式会社保証付）																								
2. ご利用いただける方	・ お借入時に満20歳以上で、最終弁済時に満76歳未満の方 ・ 勤続（営業）年数が2年以上の給与所得者（個人事業者）で安定した収入が継続して見込まれる方 ・ 専門学校、短大、大学、大学院等に在学または入学を予定するご子弟をお持ちの親権者等の方 ・ 年収が200万円以上で、極度額の1.5倍以上の方 ・ 全国しんくみ保証株式会社の保証が得られる方 ・ 勤務先または住居が滋賀県内で当組合の組合員あるいは組合員資格のある方。																								
3. お使いみち	・ ご子弟の学生生活および教育に関する下記の資金 ① 受験時に係る費用（受験料、下見・宿泊・交通費等）ただし、100万円を上限とします。 ② 入学時に係る費用（入学金、寄付金、授業料、敷金・礼金等） ③ 在学中に係る（授業料、研修費用、家賃・仕送資金等） 上記①②③の費用は支払から3ヵ月以内の支払済資金も対象となります。																								
4. ご融資極度額	・ 100万円、150万円、200万円、250万円、300万円、350万円、400万円、450万円、500万円の9種類																								
5. ご利用期間	・ 1年（原則、75歳までの自動更新ですが、更新できない場合もございます。） ・ 新規貸出期間は、契約の日からご子弟の卒業予定年月の末日までとします。 ・ ご子弟が入学予定校に不合格となった場合は、入学予定月までを新規貸出期間とします。 ・ ご子弟が退学した場合は、当組合がその情報を知り得た月までを新規貸出期間とします。 ・ 上記新規貸出期間終了後は、翌月の約定返済日からご返済のみとなります。																								
6. ご融資利率	・ 当組合所定の利率によります。（金利につきましては、窓口へお問合わせ下さい）（なお、金利情勢の変化等により金利を見直す場合があります）																								
7. ご返済方法	・ 約定返済元金と約定貸越利息を毎月5日の約定返済日（休日の場合は翌営業日）にご本人名義の返済用口座から自動振替にてお支払いいただく、極度別元金定額返済（利息振替方式）です。 ※下記元金返済金額は最低金額で、増額返済が可能です。 <table><tr><td>貸越限度額</td><td>元金返済金額</td><td>貸越限度額</td><td>元金返済金額</td></tr><tr><td>100万円</td><td>10,000円</td><td>350万円</td><td>35,000円</td></tr><tr><td>150万円</td><td>15,000円</td><td>400万円</td><td>40,000円</td></tr><tr><td>200万円</td><td>20,000円</td><td>450万円</td><td>45,000円</td></tr><tr><td>250万円</td><td>25,000円</td><td>500万円</td><td>50,000円</td></tr><tr><td>300万円</td><td>30,000円</td><td></td><td></td></tr></table> ・ 卒業予定年月までは元金返済の据置が可能で、据置期間中は毎月利息のみの返済となります。大学卒業後に大学院や専門学校へ進学する場合の据置期間の延長は最長2年までです。 ・ 任意のご返済も随時可能ですが、任意返済が行われた月でも、約定返済日には約定返済を行っていただきます。	貸越限度額	元金返済金額	貸越限度額	元金返済金額	100万円	10,000円	350万円	35,000円	150万円	15,000円	400万円	40,000円	200万円	20,000円	450万円	45,000円	250万円	25,000円	500万円	50,000円	300万円	30,000円		
貸越限度額	元金返済金額	貸越限度額	元金返済金額																						
100万円	10,000円	350万円	35,000円																						
150万円	15,000円	400万円	40,000円																						
200万円	20,000円	450万円	45,000円																						
250万円	25,000円	500万円	50,000円																						
300万円	30,000円																								
8. 担保・保証人	・ 原則不要です。ただし、保証会社の判断により必要な場合があります。全国しんくみ保証株式会社の保証をご利用いただきます。																								
9. 手数料・保証料	・ 貸越金のお利息には、保証会社の保証料が含まれております。																								
10. その他	・ ご融資は当座貸越契約に基づく、貸越極度内での回転与信方式です。 ・ お借入方法は極度の範囲内において、専用口座の払戻請求書により行います。 ・ お借入の都度、資金使途証明が必要となり、また、資金使途先への原則、振込指定となります。 ・ お借入は口座開設店のみで行っていただきます。																								

裏面に続きます

11. 苦情処理措置、紛争解決措置

・苦情処理措置

ご契約内容や商品に関する苦情等は、お取引のある営業店またはお客様相談室にお申し出ください。

【滋賀県信用組合 お客様相談室】 0748-62-4100

受付日：月曜日～金曜日（祝日および組合の休業日は除く）

受付時間：午前9時～午後5時

なお、苦情等対応手続きについては、別途リーフレットを用意しておりますのでお申し付けください。

・紛争解決措置

東京弁護士会 紛争解決センター（TEL03-3581-0031）

第一東京弁護士会 仲裁センター（TEL03-3595-8588）

第二東京弁護士会 仲裁センター（TEL03-3581-2249）

で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客様は、上記当組合お客様相談室またはしんくみ相談所にお申し出ください。また、お客さまから 前記弁護士会の仲裁センター等に直接お申し出いただくことも可能です。

なお、仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまもご利用いただけます。さらに、東京以外の地域のお客さまからの申立については、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で以下の手続きを進める方法もあります。

①移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。

②現地調停：東京の弁護士会の幹旋人と東京以外の弁護士会の幹旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当ります。

※ 移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施しているものではありませんのでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。

【一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】

受付日：月曜日～金曜日（祝日および協会の休業日は除く）

受付時間：午前9時～午後5時

電話：03-3567-2456

所在地：〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5

（以上）